

花火大会に関する福知山市の考え方

[令和8年4月]

令和8年4月27日

1 はじめに

本市が令和7年7月に設置した「花火大会検証会議」【会長：浦中千佳央 京都産業大学法学部教授】（以下、「検証会議」という。）において、同年8月に開催された「福知山HANABI2025」の事故防止対策等が十分に機能していたか、運営面で改善すべき点はなかったかなどについて現地検証や5回にわたる協議が行われ、今後も花火大会が開催されるとした場合について6項目の提案を示した報告書が、12月26日に本市に提出された。

本市としては、この報告書を踏まえ、次のとおり対応することとする。

2 福知山市の関与のあり方について

(1) 報告書には、「福知山HANABI2025」について、前年よりも規模を拡大したが、事故や大きな混乱もなく花火大会が終了したことは評価できるものの、気象条件の変化等の突発事象への対応など、改善を要する点があるとの指摘がされた。

(2) また、報告書では、花火大会の開催にあたっては、関係法令を遵守し、各関係機関と調整を図るうえで、市の関わりは必要不可欠であるとした上で、関与のあり方として、後援と共催のいずれにすべきかについては、主催者の意見も踏まえ、消防や警察、国土交通省、京都府の各関係機関と十分な協議を行い、決定すべきとされた。

これを受けて、花火大会の開催を検討している団体の意見を聴取したところ共催を望む意向が示され、また、消防、警察、国土交通省、京都府等各関係機関との協議において、出席者から、安全確保の実効性を高める観点から、市の「後援」ではなく「共催」が望ましいとの意見が示され、そのことについての異論は出なかった。

(3) さらに、報告書では、「関係機関と調整が図られ、安心安全な花火大会の開催が確保されるのであれば、現状維持か規模を拡大してもよいと考える。ただし、来年の打ち揚げ発数については、平成25年以前のドッコイセ福知山花火大会の発数以下とすることが望ましい」とされ、平成25年以前の発数（6,000発）以下まで規模拡大を許容する意見が示された。

(4) 本市としては、花火大会の開催にあたっては、何をおいても安心安全を最優先すべきと考える。その上で、検証会議が気象条件等の突発事象に対応する体制等について改善すべきと指摘していること、関係機関が、安全を確保するためには市が「共催」の立場で運営に関与すべきとの意見を示しており、花火大会の開催を検討している団体も共催を望んでいること、検証会議が条件付きで平成25年以前の発数（6,000発）まで規模拡大を許容する意見を示したことを踏まえると、より安全を確保するためには、市が花火大会の運営や安全対策等に関与する必要があることから、今後は「共催」として関与することとする。

ただし、事業全体の企画運営を統括し、花火大会の第一義的な責任を負うのはあくまで主催者であり、共催者としての本市は、第三者に対する主催者の責任を補完する。

(5) 今後、花火大会が開催されることとなり、主催する団体等からこの「花火大会に関する福知山市の考え方」の次項以降に示す要件を全て満たした上で「共催」の申請がなされた場合には、市が担う役割や責任、運営に対する関与などを定めた協定を締結することを条件に共催を承認することとする。

3 主催者について

花火大会は、公共的な団体が参画する実行委員会が主催することとし、実行委員会は次の要件を満たすものとする。

- (1) 花火大会を当該団体の営利を目的とした催しとしないこと
- (2) 実行委員会は、定款や規約、名簿等、団体に関する体制が明確であり、事故やトラブルがあった際に責任が取れる組織であること（契約、経理、内部の意思決定等に関する書類が適切に作成、整理、保存され、外部の監査・指導を受ける体制があること）
- (3) 実行委員会の構成員の中に過去に由良川河川敷での花火の打ち揚げの経験者がいること
- (4) 緊急事態に備えて、平素から各関係機関と連携を緊密にするとともに、花火大会当日に関係機関と連絡が取れる体制を構築すること
- (5) 万が一、事故があった場合に備えて、被害者対応のため、対人1名1億円以上の保険に加入していること（適切な補償額を担保する保険加入を義務付けるため、当該保険料相当額を補助することを予定している。）
- (6) 市が外部専門家や関係機関等の協力を得て実施する検証に協力すること

4 花火大会の規模について

次回開催される花火大会の規模については、拡大する場合には平成25年以前のドッコイセ福知山花火大会の発数（6,000発）以下とすることを条件とする。

具体的な発数、時間については、安心安全な花火大会の開催を前提に、検証会議が挙げた課題のほか、関係機関からの指摘、実行委員会の事業報告書や来場者アンケート等で明らかになった課題を検証し、本市を含めた各関係機関と十分な協議・調整を行い決定するものとする。

5 安全確保対策について

本市に「共催」を申請する主催者は、次の項目に対して対策を実施するものとする。

- (1) 実施計画について
 - ① 検証会議や関係機関の指摘事項を踏まえて、安全を最優先とした実施計画を作成すること
 - ② 主催団体内部における意思決定の手順や責任を明確にすること
 - ③ 関係機関の協力を得て、降雨、増水、強風時の中止判断の基準や、自然災害等の突発事象等への対応を定めたマニュアルを作成すること

- ④ 実施計画を変更する場合は、関係機関と協議して決定すること

(2) 露店について

- ① 由良川河川敷には、露店を出店させないこと
- ② 露店を出店させる場合は、安全対策や雑踏対策を徹底したうえで、混雑解消のため必要な対策を講じること
- ③ 露店の出店数、出店場所、配置方法等については、検証会議や来場者アンケートの意見を十分検証し、雑踏対策等を踏まえて関係機関と協議し決定すること
- ④ 出店は、地域活性化の面から市内事業者に限定すること
- ⑤ 火気は IH と炭に限定することが望ましいが、その他の火気を使用する場合は、関係機関の指導の下で行うこと
- ⑥ 無届けでの出店がないよう対策を講じること
- ⑦ 露店の営業時間は、会場全体の雑踏対策等を踏まえて関係機関と協議し決定すること
- ⑧ 露店出店者に対して、消防が実施する屋外イベント等防火安全講習の受講を義務づけること
- ⑨ 講習の内容が適切に運用されているかを確認する体制を構築すること
- ⑩ その他、衛生対策など関係機関の指示事項を踏まえて必要な対策を講じること

(3) 有料観覧席について

- ① 雑踏対策等の観点から、由良川河川敷に有料観覧席を設けること
- ② チケット所有者以外の堤防天端への立ち入り制限を徹底すること
- ③ 来場者アンケート等で有料観覧席やチケット確認等について改善を求める意見があったほか、関係機関から入場方法の再検討を求める意見があったことから、その内容を十分検証し、必要な対応を行うこと

(4) 雑踏対策について

- ① 事前に危険箇所の点検を行い、重点的に安全対策を講じること
- ② 観覧者による混雑が予想されるところでは一方通行にして、打ち揚げ後は時間差で帰るように規制すること
- ③ 混雑時には、子どもとその保護者、高齢者や障がいのある人等の行動を優先させること
- ④ 由良川河川敷の有料観覧席は、進入経路などエリア内の安全確保を徹底すること
- ⑤ 事故等が発生した場合、安全を確保して観客や歩行者を誘導し、緊急車両の通行を妨げない体制を整えること
- ⑥ 近隣自治会や関係者、関係団体へ説明し、理解を得ること
- ⑦ エリアごとに講じるべき対策は次のとおりとする

ア 堤防天端

- ① 緊急時の対応、雑踏対策等の観点から、チケット所有者以外の堤防天端への立ち入

り制限を徹底すること

- ② 堤防天端に出て花火を觀賞することを控えていただくよう、堤防天端沿いの住民に理解を求めること

イ 広小路通り及び城下通り

- ① 緊急車両の走行ルートを確認すること
- ② 広小路通りの混雑解消のため、城下通りの片側車線を觀覽者用に開放すること
- ③ 来場者が一部のエリアに集中しないよう対策を講じること

(5) 交通対策

警察署等の各関係機関と事前に協議を行い、交通混雑を抑制するために必要な道路使用許可等を受け、次の対策を講じること

- ① 市民等に対し、マイカーでの来場を避けるよう呼びかけること
- ② 花火大会の規模に応じて会場周辺に駐車場を確保すること
- ③ 渋滞対策のため市街中心部以外にも駐車場を確保すること
- ④ 混雑が予想されるエリアは歩行者と車を分離させ、安全を十分に確保すること
- ⑤ 打ち揚げ時間等を変更する場合は、関係機関と協議したうえで、道路使用許可を得た時間の範囲内で対応すること

(6) 救護対策

- ① 救護ブースに看護師等を配置するなど、万が一の事故等に備えること
- ② 医療機関等の関係機関へ実施計画を説明し、調整を行うこと
- ③ 緊急車両用の進入路を確保しておくこと

(7) 火災対策

消防署等の各関係機関に必要な届出を行うほか、事前に協議を行い、指導を踏まえて、火災対策として必要な対策を講じること

(8) その他

- ① 商業施設から駐車場や駐輪場、ゴミ箱、トイレ等に対して改善を求める要望があったことから、その内容を十分検証し、他の花火大会の対策も参考にするなど、近隣商業施設や関係機関と協議のうえ必要な対策を講じること
- ② 觀覽者に対してマナーの徹底を様々な媒体を活用して呼びかけること

6 検証について

花火大会が開催される場合には、安心安全に開催できていたかの検証は必ず行うこととする。市が花火大会の運営や安全対策に関与することから、第三者による検証会議を設置した上で、検証には共催者である市の対応を含めるものとし、市と主催者は、検証結果を尊重するものとする。